

浜松市福祉館管理要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、浜松市立福祉館(以下「福祉館」という。)の適正な管理のために必要な事項を定める。

(保守点検日)

第2条 施設の利用状況に配慮しながら施設の保守点検日を定めることが出来る。

(受付時間)

第3条 福祉館の受付時間は午前8時30分から午後5時までとする。ただし、次の各号に掲げる時間をのぞく。

(1) 月曜日

(2) 12月29日～1月3日(年末年始)

(使用料の納付)

第4条 浜松市福祉館条例(以下「条例」という。)第9条(使用料の納付)第2項の規定による市長が指定する日は、次のとおりとする。

(1) 福祉館の使用料(以下「使用料」という。)を現金で納付する場合は、利用当日までの受付時間内とする。

(2) 使用料を口座振替により納付する場合は、利用する日の属する月の翌月の20日とする。

(使用料の還付)

第5条 浜松市福祉館条例施行規則(以下「規則」という。)第8条1項2号の使用料の還付に関する規定のなかで「市長が利用者の責めに帰することができないと認める理由」とは災害等により福祉館の利用が不可能なとき、福祉館の都合によりその利用を中止する場合等をいう。

(利用許可の変更)

第6条 条例施行規則第4条にいう施設利用許可を受けた者が変更するときの変更とは、還付限界日までの施設予約の変更及び予約日の変更をいう(還付限界日を過ぎての変更は不可)。ただし、還付限界日を過ぎた場合でも、還付を伴わない変更は可とする。

(還付限界日)

第7条 規則第8条(使用料の還付)第1項第1号の利用者が利用しようとする日の10日前までとは、当日が月曜日、祝日及び年末年始の場合はその翌日となる。

(細則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、平成17年9月1日から施行するものとする。

附 則

この要綱は、平成21年4月1日から施行するものとする。